

小型充電式電池(リチウムイオン電池など)は適切に排出を



1010800

リチウムイオン電池などの小型充電式電池は、誤って普通ごみなどに排出すると、収集・処理の際に発火し、火災の原因となる恐れがあります。処分の際は、適切な排出をお願いします。

①モバイルバッテリー、電子／加熱式たばこ、製品から取り外した小型充電式電池の排出方法

●**危険物・廃食用油等の収集で排出(無料)**
毎月1回各地域の公民館などで行っています。(午前7時～11時)
※お住まいの地域以外の収集場所にも持ち込み可。収集日が祝日・振替休日の場合も実施。

●**粗大ごみ自己搬入施設※への持ち込み(無料)**
粗大ごみと分別し、職員に直接渡してください。

②小型家電リサイクル対象品目のうち小型充電式電池が使用されている製品の排出方法

【製品例】
・携帯型ゲーム機、スマートフォン など

●**小型家電リサイクル回収ボックスに投入(無料)**

【設置場所】
・粗大ごみ自己搬入施設※、市庁舎1階、各コミュニティセンター

①②に該当しないもの

【製品例】
・ハンディファン、電気かみそり など

●**粗大ごみで排出(有料)**
リチウムイオン電池が含まれていることを予約時にお伝えください。

【戸別収集】
事前に**粗大ごみ受付センター☎243-0530**(平日午前8時30分～午後5時)へ予約。当日収集は不可。

【粗大ごみ自己搬入施設※へ搬入】
事前に市ホームページの粗大ごみオンライン受付システムまたは粗大ごみ受付センターへ予約。

※粗大ごみ自己搬入施設
・東部自己搬入施設、北西部自己搬入施設、南部自己搬入施設
月～木曜日／午前9時～正午・午後1時～4時
金曜日／午前9時～11時、
第4土曜日・翌日曜日(直前の金曜日までに申し込みが必要)／午前9時～正午・午後1時～4時

○詳細は、「岐阜市ごみ出しのルール」をご確認ください。

☎ **環境事業課☎214-2831**

家庭の生ごみや落ち葉などを堆肥に！



1002318

●**ダンボールコンポスト講座**
日時 11月21日(出)午前10時～11時30分
場所 ぎふメディアコスモス 定員 30人

●**堆肥講座**
日時 11月26日(休)午後2時～3時30分 場所 中央青少年会館 定員 10人

【共通】費用 無料
申込 申込フォーム、電話／11月9日(月)～各開催日の2日前 ※先着順
☎ **ゼロカーボンシティ推進課☎214-2179**

普通ごみは指定ごみ袋で出してください

☎214-2350 (環境事業課内) 平日午前8時45分～午後5時30分

ご家庭の防火対策を11/9(月)～15(日) 秋季全国火災予防運動

“火の確認 いい日を支える いい習慣”(令和8年度全国統一防火標語)

火災はちょっとした不注意から発生しています。空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えるこの期間中に、火災予防の意識を高め、ご家庭の防火対策を見直しましょう。

住宅用火災警報器は、条例で寝室、階段上部(寝室が2階以上にある場合)への設置が義務付けられています。未設置の場合は早めに設置しましょう。設置済みの場合は作動テストを行い、10年を目安に交換しましょう。

感震ブレーカーは、大地震が起きたとき、ご家庭のブレーカーを自動的に切ることによって電気火災を未然に防ぐものです。過去の大地震でも揺れにより倒れた電気ストーブなどから出火しています。設置について一度検討してみましょう。

令和8年度 火災予防に関するポスター
岐阜市長賞入選作品 ▶
☎ **消防本部予防課☎262-7163**



空き家セミナー＆法務局まなび講座



1041225

空き家の適切な管理についてのセミナーを開催します。
法務局職員による、相続登記、相続した不要な土地を国が引き取る制度

についての講座も同時開催します。
日時 12月19日(出)午前10時30分～11時30分
場所 ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ
対象 空き家を所有している人、将来空き家を所有する可能性のある人など
定員 30人程度 ※当日先着順 費用 無料
☎ **住宅・空家対策課☎214-2258**

協働時代 放ってはおけない！空き家のこと

岐阜空き家・相続共生ネットは、空き家所有者を対象に空き家の管理・利活用・除却に関する相談受け付けのほか、将来、空き家になる可能性のある住宅の所有者などへの啓発活動を通じて、地域に根ざしたまちづくりを目指しています。空き家問題にワンストップで対応できる相談体制を整えていますので、お気軽にご相談ください。(相談は平日午前9時～午後1時)
☎ **(特非)岐阜空き家・相続共生ネット☎253-5255**
市民活動交流センター☎264-0011



新しい福祉医療費受給者証(ひとり親)のご使用を



1004519

「ひとり親家庭等」の福祉医療費受給者証の更新手続きが完了した人に、新しい受給者証(紫色で、有効期間が11月1日(日)からのもの)をお送りしました。11月1日以降に医療機関を受診する際は、必ず新しい受給者証を提示してください。

まだ更新申請をしていない人は、お送りした申請書を速やかに返送、または福祉医療課(市庁舎1階)、各事務所、各保健センターで更新手続きをしてください。☎ **福祉医療課☎214-2127**

就学援助(小学校等入学前支給)の申請を受け付け



1003894

来年4月に市内国公立の小学校または義務教育学校へ就学するにあたり、経済的な理由によりお困りの世帯を対象に、入学準備に必要な学用品費の一部を援助しています。

対象のお子さんがいる世帯へ、11月初旬に「就学援助制度のお知らせ」を郵送しますので、申請する場合は、12月末までにお知らせに記載のインターネットサイトから申し込むか、同封の申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で提出してください。☎ **学校安全支援課☎214-2316**

大人と子どもそれぞれが子どもの権利を大切に



1006592

市は、平成18年4月に「岐阜市子どもの権利に関する条例」を施行し、今年で20周年を迎えました。この条例は、「子どもの権利条約」に基づいて、すべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、権利を保障することを目的としています。

次の権利は、子どもが一人の人間として持っている、特に大切な権利として保障されなければなりません。

安全に安心して生きる権利

子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きる権利が保障されます。

のびのびと育つ権利

子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つための権利が保障されます。

自分を守り、自分が守られる権利

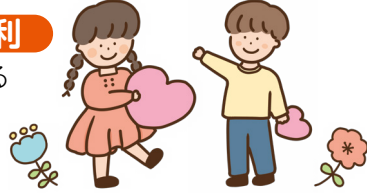
子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。

意見を述べ、参加する権利

子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事柄について意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。

適切な支援を受ける権利

子どもは、必要に応じて適切な支援を受けることができます。



11月20日は「子どもの権利条約」が採択された日で、国連が定める「世界子どもの日」です。子どもの権利について理解を深め、子どもたちの幸せや輝く未来につながるきっかけにしましょう。

☎ **子ども政策課☎214-2397**

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～

11/11(水)～12/10(木)「岐阜市人権尊重推進強調月間」主な催し



1018189

●’26人権の広場

期日 11月22日(日)
場所 じゅうろくプラザ ホール

【市内小中学生募集人権作品(ポスター)の入賞者表彰、作品発表】
時間 午後2時～2時30分

【人権コンサート「歌いつぐ～在日コリアン・ゲイとして～」】
時間 午後2時45分～4時15分
費用 無料
定員 ①会場＝400人
②オンライン(Zoom)＝100人
申込 ①事前申込不要、当日先着順。手話通訳・要約筆記あり。
②申込フォーム／11月12日(休)午後5時まで

●人権パネル展

日時 12月8日(火)～10日(休)の午前9時～午後9時
(8日は午後1時から、10日は午後3時まで)
場所 ぎふメディアコスモス ドキドキテラス
※入場無料

内容
・障がいのある人が制作したアート作品
・市内小中学生募集人権作品(詩・標語、ポスター)
・人権啓発ポスター
・人権に関するDVD上映 など



人権に関するポスター入賞作品 ▲

児童虐待のない社会を

“189(いちちはやく) 気づいたあなたに できること”

(令和8年度児童虐待防止推進月間標語)

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です。虐待を防止し、子どもの笑顔を守りたい、子育て中の家庭を地域で支えたいという願いを込めた「オレンジリボン運動」が市でも展開されています。周囲が気づき、あたたかな声を掛け、速やかに通告することで、子どもの命を守り、家庭を支援することにつながります。

●**児童虐待ではないかと感じたら、迷わずに相談・通告を相談・通告先**
・**児童相談所虐待対応ダイヤル☎189(いちちはやく)**
・**子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”**
児童虐待通告専用ダイヤル☎269-1600

子育て中の皆さんへ
子育てに悩んだら、一人で抱え込まずにご相談ください。
相談先 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”
☎0120-43-7830(午前8時45分～午後5時30分)

●**キャンペーンにあわせ、市庁舎をオレンジ色にライトアップします**
日時 11月1日(日)～10日(火)の午後6時～8時

●**第16回「オレンジリボン絵てがみコンテスト」作品展示**
期間 10月31日(出)～11月30日(月)の午前8時～午後8時(最終日は午後4時まで)
場所 市庁舎1階エントランスモール

————— 無戸籍解消のための相談窓口 —————

さまざまな事情により戸籍に記載がされていない人について、どのような手続きをとることが最善なのか、事情をお伺いして、戸籍担当職員と一緒に考えます。※相談無料・秘密厳守

相談窓口 (いずれも土日祝休日、12月29日～1月3日を除く毎日)

・**岐阜地方法務局戸籍課**
☎245-3225(午前9時～午後5時 ※来年1月からは午後4時まで)
・**市役所市民課☎214-6174(午前8時30分～午後5時30分)**

●心の輪講座2026

日時・内容
・11月19日(休)
「黒川開拓団を救った女性たち～当事者の苦難と尊厳回復への道のり～」
・11月26日(休)
ビデオフォーラム「みんな笑顔になる日まで」
・12月8日(火)
「AIとの向き合い方～「聞く」ではなく「示させる」～」
※時間はいずれも午後2時～3時30分
場所 ぎふメディアコスモス みんなのホール
費用 無料
定員 各200人
※事前申込不要。要約筆記あり。



「本人通知制度」を知っていますか？



1001768

本人通知制度は、市が住民票の写しや戸籍の謄抄本を、本人の代理人や第三者に交付した際、事前に登録した本人に通知する制度です。この制度は、不正請求および不正取得などによる個人の権利侵害の抑止や防止を図ることを目的としています。

○登録方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。
市民課☎214-6175へお問い合わせください。

【共通】☎ **人権啓発センター☎214-6119**